



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 バ ナ ー ズ
代 表 者 代表取締役 久保 憲一
(コード番号 3011 東証第二部)
問 合 せ 先 総務部長 藤牧由亘
電 話 (048)523-2018

株式併合に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 67 回定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合の目的

当社の株式につきましては、平成 21 年から平成 23 年にかけて資本増強を図るために増資を行ってまいりました結果、平成 23 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数は 404,721,725 株となっております。その後、平成 23 年 10 月 1 日に 10 株を 1 株に併合する株式併合を行いました。現在においても株式会社東京証券取引所市場第二部の上場企業の平均上場株式数と比較して約 1.5 倍多く、発行済株式総数の時価総額に対する割合も株式会社東京証券取引所市場第二部の上場企業と比較して約 3.8 倍と高い割合となっております。その為、当社株式の投資単位は約 1 万円程度と株式会社東京証券取引所が望ましい投資単位としております 5 万円～50 万円よりもかなり低位にあり、ややもすると投機的取引の対象となりやすい状態というステークホルダーや一般投資家の皆様にとってネガティブな影響を与えかねない状況となっております。また、当社の株主数は約 7 千名であり、これは東証上場企業のうち、時価総額が 100 億円以下の企業の平均株主数 3,100 名の 2 倍以上となっております。(当社の最近の時価総額は 40~50 億円)

今般、当社はこのような状況を改善するために株式併合を行うものであります。株式併合にあたっては、あまり大きな併合比率での併合は、保有機会を失う株主様や单元未満株主となられる株主様の数が多くなるため、諸条件を十分に勘案し、慎重に併合比率を決定しております。

また、株式併合を行うことにより株主数が減少し、株式関連事務コストの低減も見込めます。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

当社普通株式

(2) 併合の方法・割合

平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有株式数 2 株につき 1 株の割合で併合いたします。

(3) 減少株式数

発行済株式数 : 40,472,172 株

併合による減少株式数 : 20,236,086 株

併合後の発行済株式数 : 20,236,086 株

※本株式併合による減少株式数は、本株式併合により生じる端株及び当該発行済株式総数に株式の併合割合を乗算した理論値であります。

なお、発行可能株式総数は 50,000,000 株で株式併合の前後で変更はございません。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理について

併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき、一括して売却処分とし、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

なお、今回の株式併合により、2 株未満の株主様は保有機会を失うこととなります。

(5) 併合後の単元株式数

100 株（変更なし）

なお、今回の株式併合により、1 単元以上 2 単元未満の株主様は、証券取引所における売買の機会を失うこととなります。

対応策といたしましては、株式併合の効力発生日までに、証券取引所における売買を通じて 2 単元以上を保有するようにはしていただくという方法がございます。また、当社に対して会社法第 194 条及び当社定款第 9 条の定めにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（買増し）、または会社法第 192 条の定めにより、その単元未満株式を買い取ること（買取り）を請求することができます。

3. 併合により減少する株主数

平成 28 年 3 月 31 日現在の当社株式の構成

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
2 株未満所有株主	150 名（2.15%）	150 株（0.00%）
2 株以上所有株主	6,817 名（97.85%）	36,297,541 株（100.00%）
総株主	6,967 名（100.00%）	36,297,691 株（100.00%）

※自己株式 4,174,481 株 1 名は控除しております。

（ご参考：平成 28 年 3 月 31 日現在の当社株式の単元ごとの構成表）

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
2 単元（200 株）以上	2,880 名（41.34%）	36,091,713 株（99.43%）
1 単元（100 株）以上 2 単元（200 株）未満	1,159 名（16.64%）	126,009 株（0.35%）
1 単元（100 株）未満	2,928 名（42.03%）	79,969 株（0.22%）
総株主	6,967 名（100.00%）	36,297,691 株（100.00%）

※自己株式 4,174,481 株 1 名は控除しております。

4. 株式併合の日程

平成 28 年 5 月 13 日 取締役会決議日

平成 28 年 6 月 29 日 第 67 回定時株主総会開催日

平成 28 年 10 月 1 日 株式併合の効力発生日

5. 株式併合の条件

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 67 回定時株主総会において本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

6. 株式併合により影響を受ける株主様への方策

(1) 2 株未満保有の株主様

今回の株式併合により保有機会を失いますが、会社法第 235 条に基づき、一括して売却処分とし、その処分代金を保有株式数の割合に応じて分配いたします。

引き続き保有を希望される場合は、株式併合の効力発生日前までに、当社に対して会社法第 194 条及び当社定款第 9 条の定めにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（買増し）を請求することができます。

(2) 2 株以上 20 株未満保有の株主様

今回の併合の結果、1 株に満たない端数が生じる分につきましては、会社法第 235 条に基づき、

一括して売却処分とし、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 20株以上200株未満保有の株主様

今回の株式併合により、証券取引所における売買の機会を失うこととなります。対応策といたしましては、株式併合の効力発生日前までに、当社に対して会社法第194条及び当社定款第9条の定めにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（買増し）を請求することができます。

また、株式併合の効力発生日前までに、証券取引所における売買を通じて200株以上を保有するようになさっていただくという方法もございます。

以上